

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

取組

- a. 企業間の連携を強め、自社ならびに協力企業が成長し続けるため、オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援を活用した新規事業創出に取組みます。また、各企業の伝統やノウハウを将来にわたり活用し引き続いでいきます。
- b. 業務の自動化・効率化・ヒューマンエラー防止・時間の短縮・データーの共有に取組みます。デジタル化が進む中で、サイバーセキュリティ対策に取組みます。
- c. 不動産・建築業界において、企業の求める人材（IT、専門性、マーケティング、法務、ファイナンス、マネジメント）のマッチングにより、取引企業とそれぞれのニーズに合致する人材のスキル共用に取組んでいきます。また、専門の技術を持ったパート・フリーランスの方々の活用や社内教育に取組みます。
- d. 開発・建築・リフォームにおいて、エネルギー効率の向上やスマートシステム化、環境に優しい（リサイクル素材・太陽光などの自然エネルギー活用）素材や設備の調達の取組をしていきます。また、従業員の意識向上に取組みます。
- e. 企業が適切な知識や戦略を持つことが重要です。外部の専門機関やコンサルタントから当社の診断をしてもらい、ノウハウを得て、健康経営のビジョンや目標を設定し、それに基づいた取り組みます。また、従業員のストレスの度合いをチェックし、問題の早期発見と対策を講じていきます。なお、職場環境の改善や社内コミュニケーションの促進も大切にし、従業員同士の交流を活発にすることで、健康的な職場文化を作っていく取組をします。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場等に基づき合理的に依頼・交渉をします。
- 約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年9月6日

サンクスリアルティ株式会社 代表取締役 野村 和秀  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- 本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。